

# 雇用だより

令和3年1月号

岩船郡村上市雇用対策協議会  
ハローワーク村上



## 年頭のご挨拶

岩船郡村上市雇用対策協議会

会長 齋藤 研

新年あけましておめでとうございます。

昨年中は当協議会の運営につきましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、雇用情勢は新型コロナウイルスの感染拡大による企業の経営環境の悪化に伴い、失業者の増加等厳しい状況にあります。昨年は当協議会においても定期総会の会場開催から書面開催への変更、新入社員セミナーの中止等を余儀なくされ大きな影響を受けました。このような中「アクセス2021・就職ガイダンス」は32事業所、高校生77名に参加いただき予定通り開催することができました。新型コロナウイルス感染防止に配慮しご尽力された村上市、ハローワーク村上、そして村上商工会議所のご担当者には、深く感謝申し上げます。

昨年12月にイギリスで開始されたワクチン接種は、今年日本でも始まる予定です。1日も早く感染症が終息し、経済が回復することを願うものです。

圏域の多くの企業、行政等によって構成されている当協議会の果たすべき役割は、今後ますます重要となってきます。皆様と協力してこの難局を乗り越えて参りたいと思います。

最後に、会員企業様のますますのご繁栄と皆様のご健勝を祈念し、念頭のご挨拶とさせていただきます。

ぜひご活用を！

# 新入社員セミナー

- 日 時**：令和3年3月23日(火)・24日(水)  
**会 場**：村上市民ふれあいセンター 村上市岩船3270  
**参加対象者**：今春採用される学卒新入社員及びこれに準ずる方  
(卒業後概ね3年以内に入社した方)  
**定 員**：50名(先着順)  
**受 講 料**：雇対協会員 5,000円 非会員 15,000円  
(会員企業で3名以上参加の場合は全員1,000円引き \*1名の料金)  
**内 容**：(株)ビーコンラーニングサービス社が実施します。



## 企業のPR、応援します！

「企業ガイドむらかみ」の掲載事業所を募集しています。  
スマートフォンにも対応可能なWeb版で、多くの学生や求職者に広く企業をPRします。  
村上地域ブランドの発信力を高める有効なツールとしてもご活用いただけたらと思います。

岩船郡村上市内の企業の採用情報掲載サイト

### 「企業ガイドむらかみ」



mu-k-guide.com/

地元企業を紹介する企業情報サイトです。QRコード、URLからアクセス！

岩船郡村上市雇用対策協議会 **URL** [www.mu-cci.or.jp/koyou/](http://www.mu-cci.or.jp/koyou/)

当協議会では、労働力の確保と雇用の安定に関する様々な活動を行っています。

**申込先** 村上商工会議所  
(☎53-4257)

**掲載料**  
5,000円(初回のみ)  
※岩船郡村上市雇用対策協議会 会員企業限定

随時、お申込を受け付けております

人材採用を検討されている事業主の皆さまへ

1日約 40 万人がアクセス

## ハローワークインターネットサービスを 活用して人材を募集しませんか？

厚生労働省では、ハローワークの求人情報を検索・閲覧できるウェブサイト「ハローワークインターネットサービス」を整備し、1日約 40 万人の方にアクセスいただいています。

ハローワークに来所される方だけでなく、ウェブサイトを通じて多くの方々に求人情報を発信することができますので、是非、ハローワークへの求人申込みをご検討ください。

ハローワークインターネットサービス HP  
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

求人申込み手続きの流れ  
[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/job\\_offer01.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/job_offer01.html)

### インターネットでの求人申込みも可能です

ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコン等から、

- 求人申込（求人内容の変更、取消等）
- ハローワークから紹介を受けた応募者の管理
- 選考結果のハローワークへの連絡（登録）
- 求職情報の検索

などが可能となります。（一部サービスはハローワークへの来所が必要です。）

詳しくは、ハローワークインターネットサービス HP をご確認ください。

ご不明な点は、所在地を管轄するハローワークまでご相談ください。

求人者マイページでできること  
[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/ent\\_possible.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/ent_possible.html)

## 外国人雇用はルールを守って適正に

外国人労働者（特別永住者を除く）を雇用する場合、その氏名、在留資格等（※）のハローワークへの届出が必要です。

～届出事項、方法・期限等～

### イ 雇用保険の被保険者である外国人の場合

- ◎ 雇用保険の被保険者資格の取得届又は喪失届の所定欄に、在留資格、在留期限、国籍等（※）を記載して届け出てください。
- ◎ 届出期限：取得届又は喪失届の提出期限と同様（雇入れの場合は翌月 10 日までに、離職の場合は翌日から起算して 10 日以内。）

### ロ 雇用保険の被保険者ではない外国人の場合

- ◎ 届出様式（ハローワークの窓口でお配りしているほか、厚生労働省ホームページでダウンロードすることもできます。）に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍等（※）を記載して届け出てください。
- ◎ 届出期限：雇入れ、離職の場合ともに翌月末日まで（例：10月1日の雇入れ→11月30日までに届出）

（※）令和2年3月1日以降に雇入れ、離職をした方については、在留カード番号の記載が必要です。

## 改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

65歳までの雇用確保  
(義務)



70歳までの就業確保  
(努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、  
再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。

### 高年齢者就業確保措置について

#### <対象となる事業主>

- ・ 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・ 65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

#### <対象となる措置>

次の①～⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止

- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入  
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
  - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※ ④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることとなります。

※ bの「出資（資金提供）等」には、出資（資金提供）のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

さまざまな方法で  
就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）の  
募集や採用が可能になりました

- ✓ 労働者の募集・採用の際に、原則として、年齢制限を禁止していますが、**就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）に限り、募集や採用することが可能になりました！**
  - ・ 不安定な就労をされている方や仕事をしていない方が対象になります。
  - ・ 期限を決めない労働契約を締結することを目的として、職業に就いた経験があることを求人条件にしない場合に限りです。
  
- ✓ ハローワークを通じた募集や採用に加え、**ホームページでの直接募集や、求人広告、民間職業紹介事業者への求人の申込みなども可能となりました。**
  - ・ ハローワークにも同じ内容の求人を出してください。
  - ・ 令和5年3月31日までの措置になります。

※ご不明な点については、都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。

# 雇用保険の手続きをカンタン・便利な**電子申請**で！

## いつでもどこでも申請可能！

- ◆ 窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも申請が可能です。
- ◆ 窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。

## 時間とコストをかけずに申請できます！

- ◆ 申請のための移動時間、交通費や申請書類の郵送料等、さまざまなコストを削減できます。
- ◆ 電子申請に切り替えることにより、今までかかっていたハローワークへの移動時間を他の業務等に有効活用することができます。
- ◆ 返戻した公文書はデータでの保管が可能のため、ペーパーレス化できます。

## 電子申請を始めるために必要な準備は2つ！

### ① 電子証明書の取得

書面で申請する場合の印鑑に相当するものです。認証局と呼ばれる機関が発行しています。

電子証明書の取得費用は年間概ね1万円前後です。

なお、初期の発行手数料が当面無料の公的個人認証（マイナンバーカード）を電子証明書として使用することも可能です。

詳しくはコチラ→ <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/index.html>

### ② パソコンの環境設定

電子申請はe-Govという電子申請システムを利用して行います。ご使用のパソコンでe-Govを利用するためには簡単な事前準備が必要です。

詳しくはコチラ→ <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup/index.html>

## 電子申請システムに関する問い合わせ先

電子申請システムの操作方法やパソコンの環境設定等に関するお問い合わせはこちらにお願いします。

**電子政府利用支援センター** e-Gov ホーム> お問い合わせ> お問い合わせフォーム

<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

TEL 050-3786-2225

電話受付時間 4月・6月・7月 平日 AM9:00～PM7:00 土日、祝日 AM9:00～PM5:00

5月、8月～3月 平日 AM9:00～PM5:00

## 電子申請導入に関するご相談等

雇用保険手続における電子申請の導入についてのご相談は、こちらにご連絡ください。

**管轄の各ハローワーク** 又は **新潟労働局 雇用保険電子申請事務センター**

TEL 025-280-0306 受付時間 AM8:30～PM5:15

※土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は閉庁しております。あらかじめご了承ください。

※ご希望があれば、社会保険労務士資格を持った専門のアドバイザー（雇用保険電子申請アドバイザー）による訪問相談も承っています。

新潟労働局 ハローワーク

## 令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	<u>2.3%</u>
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	<u>2.6%</u>
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	<u>2.5%</u>

また併せて、下記の点についてもご注意ください。お願いいたします。

### 留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

#### ▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の実業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

## Q & A

### Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）  
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、  
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。  
②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

### Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL : <https://www.ref.jeed.or.jp/>

# 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

## ♪ 認定事業主となることのメリット

### ● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます

### ● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります  
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

### ● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります  
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます  
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

### ● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります  
詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください



企業と障害者が明るい未来や  
社会の実現に向けて  
と「もにすすむ  
という思いをこめて愛称を  
「もにす」と名付けました

## Q 「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

### A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については以下をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。



(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

障害者雇用優良中小事業主  検索

## 障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ① 以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること  
(取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること)
- ② 法定雇用率を達成していること  
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること  
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③ 過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④ 障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	①雇用状況	特に優良	6点	
			優良	1点				優良	4点	
	②人材面	特に優良	2点	良			2点			
		優良	1点	特に優良			6点			
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		②定着状況	優良	4点	良	2点
			優良	1点			特に優良	6点		
		④職務選定・創出	特に優良	2点		優良	4点			
			優良	1点		良	2点			
	環境づくり	⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点		③満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点	特に優良	6点
			優良	1点			優良	4点		
⑥職務環境		特に優良	2点	④キャリア形成	良	2点	特に優良	6点		
		優良	1点		優良	4点				
⑦募集・採用		特に優良	2点	良	2点					
		優良	1点	成果関係の合格最低点			6点	(満点24点)		
	特に有良	2点	情報開示 (ディスクロージャー)	取組 (アウトプット)	⑤体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点			
	優良	1点				特に優良	1点			
⑧働き方	優良	1点	成果 (アウトカム)	⑥数的側面	特に有良	2点				
	特に有良	2点			優良	1点				
⑨キャリア形成	優良	1点	⑦質的側面	特に有良	2点					
	優良	1点		優良	1点					
⑩その他の雇用管理	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点			2点	(満点6点)			
	優良	1点	合計の合格最低点			20点	(満点50点)			
取組関係の合格最低点				5点						
				(満点20点)						